

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」について

埼玉県教育局教育総務部福利課貸付・ライフプラン担当

1 発行の対象となる共済組合及び互助会貸付けの種別等

平成23年1月から令和2年12月までの借受者で、(1)～(3)の要件をすべて満たすもの。

(1) 一般・住宅災害・住宅・災害・介護構造部分の貸付け

(2) 申込事由が住宅の新築、購入（一戸建・マンション）、増改築、修理、他の共済組合への返済及び更地の購入。

※ 更地の購入のため貸付を受けた場合、2年以内に建築し「（建物）完了報告書」を提出された方が対象です。

(3) 償還回数が120回（償還期間10年）以上のもの。

※ 貸付金残高の一部を繰上償還し、既に償還した回数と繰上償還後の償還回数の合計が120回未満になる場合は控除対象外となるため、年末残高等証明書は発行されません。

2 送付先及び時期

該当者あてに令和2年10月中旬に発送予定。

令和2年1月から12月までに貸付けを受けた方は、令和3年1月中旬に発送予定（確定申告対象者）。

3 その他

(1) 住宅借入金等特別控除は、職員本人の申告に基づいて行われます。申告内容に誤りがないか充分確認のうえ申告してください。

(2) 住宅借入金等特別控除対象に該当するかは、税務署が判断しますので、対象の住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書が発行されても、該当にならない場合もあります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

(3) 紛失により、年末残高等証明書の再交付申請をする方が増加しています。取り扱いには、充分御留意いただくようお願いします。

(4) 完了報告書未提出の場合には、年末残高等証明書を発行することができません。年末残高等証明書の発行は、完了報告書提出後となります。

年末調整における任意継続掛金の取扱いについて

埼玉県教育局教育総務部福利課経理担当

任意継続掛金は、年末調整において社会保険料控除の対象となります。
任意継続掛金額は、次の書類等で確認できます。

- ① 領収書（金融機関窓口から振り込んだ場合）
- ② 利用明細書（ATM から送金した場合）
- ③ 預金通帳（口座引落により支払った場合）

なお、上記書類の紛失等により金額の確認ができない場合は、下記申請書に基づき、
収納証明書を交付いたします。書類提出日程等を考慮の上、早めに御申請ください。
また、収納証明書は、原則として本人住所へ送付いたします。

問い合わせ先： 福利課経理担当 Tel 048-830-6691

切り取り線

任意継続掛金収納証明書 交付申請書

年末調整に必要となりますので、令和 2 年中に私が支払った任意継続掛金額の証明書を交付
してください。

令和 年 月 日

公立学校共済組合埼玉支部長 様

住 所 _____

任意継続組合員証番号 _____

氏 名 _____ ㊞

勤務先名 _____

勤務先電話番号 _____

【FAX 送信可：048-824-2638 経理担当あて】

【送付先】〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-14-21 職員会館 5 階

埼玉県教育局福利課内 公立学校共済組合埼玉支部 経理担当